

千葉県報

号外
令和7年3月21日

主要目次

- 条例
千葉県県税条例の一部を改正する条例
一
- 規則
千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則
一

条

例

千葉県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十三号

千葉県県税条例の一部を改正する条例

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の六第六項第一号を次のように改める。

一次のいずれかに掲げる書類

- イ 運転者に係る道路交通法第九十二条の規定により交付された運転免許証（技能教習を受ける者にあつては、その者であることを証明する書類）

- ロ 運転者に係る道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期間の末日を証するに足りる免許情報記録個人番号カード（同条第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）

第七十四条の六第七項第一号中「前項第一号」を「前項第一号イ」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 前項第一号ロに掲げる書類 運転者に係る道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期間の末日を証するに足りる書類（免許情報記録個人番号カードを除く。）

第八十条第六項第一号を次のように改める。

一次のいずれかに掲げる書類

- イ 運転者に係る道路交通法第九十二条の規定により交付された運転免許証（技能教習を受ける者にあつては、その者であることを証明する書類）

- ロ 運転者に係る道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期間の末日を証するに足りる免許情報記録個人番号カード

第八十条第七項第一号中「前項第一号」を「前項第一号イ」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 前項第一号ロに掲げる書類 運転者に係る道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期間の末日を証するに足りる書類（免許情報記録個人番号カードを除く。）

附則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

規

則

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十五号

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一百一号様式の十五その二中

運転免許事項	運転者		住所	身体障害者等の統制
	氏名	住所	氏名	
運転免許事項	氏名	住所	氏名	身体障害者等の統制
有効期間	氏名	住所	氏名	身体障害者等の統制

を

運転免許事項	運転者		住所	身体障害者等の統制
	氏名	住所	氏名	
運転免許事項	氏名	住所	氏名	身体障害者等の統制
有効期間	氏名	住所	氏名	身体障害者等の統制

に改め

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県県税条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

る。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八